帰国後の遣唐使の待遇について

シャルロッテ・フォン・ヴェアシュア

はじめに

本稿は遣唐使の帰国後の待遇とその後の経歴について考察するものである。遣唐使についての研究は、日唐関係、その外交の方針、文化交流、情報交換、技術輸入、文物輸入などの面から考察されることが多いが、本稿では視点を変えて、危険を承知し、命を懸けて使命を果たした遣唐使がその後、どういう待遇を受けたのかについて少し考えてみたい。

1、遣唐使帰国後の叙位について

(1)団体への叙位

表1 遣唐使の帰国後の叙位一団体のへの叙位

No.	年月日	内容
	慶雲2(705).8.11	・
2	養老3(719).1.13	遣唐使の功により、多治比県守、大伴山守、藤原馬養、坂合 部大分、阿倍安麻呂に叙位。(同月10日に遣唐使ら拝朝。)
3	天平勝宝6(754).4.7	帰国した遣唐使と使下122人にそれぞれ叙位。
4	天応元(781).9.22	送唐客使布勢清直、判官多治比浜成、甘南備浄野に叙位。
5	延暦24(805).7.25	遣唐大使藤原葛野麻呂、判官菅原清公、故副使石川朝臣 道益、判官甘南備信影に叙(贈)位。
6	承和6(839).9.28	遣唐大使藤原常嗣以下水手に至るまで叙位。
7	承和7(840).9.26	帰国した遣唐判官以下水手391人の等第を定める。
8	延長5(927)	遣唐使・遣渤海使の帰朝後、その労を報いて叙位する。 また、水手で京畿内の者には内位を叙す。

『延喜式』によれば、遣唐使は帰国後位を叙位されるのがひとつの規則となっている。『延喜式』は延長 5 (927) 年に成立したものであるが、8世紀初頭からの例が知られている (表 1)。例えば慶雲 2 (705) 年に粟田真人が帰国後叙位され (表 1-1)、その130年後、承和 6 (839)年に藤原常嗣の帰国後にも、遣唐使全員、おそらく何百名という、船の漕ぎ手である水手まで叙

位されている(表 1-6)。また、天平勝宝 6(754)年のケースは、122名がそろって叙位されている(表 1-3)。このように、百何人にも叙位するケースもあれば、藤原葛野麻呂と 4、5人だけが位を上げられた例もある。石川道益は唐へ渡り、明州において43歳で亡くなったが、他の人たちが帰ってきた時に、亡くなった石川道益と判官の甘南備信影も叙位(贈位)されている(表 1-5)。また多治比県守と大伴山守は、養老 3(719)年に多くの遣唐使以外の朝廷の官人とともに叙位されている(表 1-2)。以上は、多数叙位のケースであるが、これらとは、違うケースもある。

(2) 個人への叙位

No.	年月日	内容	出典					
1	神亀2(725).11.10	播磨弟兄(遣唐鋳生か)、唐から甘子(柑橘類)を 齎したことにより叙位。	『続紀』					
2	天平8(736).11.3	入唐副使中臣名代、故判官田口養年富·紀馬主、平8(736).11.3 准判官大伴首名、唐人皇甫東朝、波斯人李密翳 等に贈位。						
3	天平勝宝6(754).11.11	大唐学問生船夫子に叙位するも、出家を理由に 辞す。	『続紀』					
4	天平宝字5(761).11.3	遣唐大使藤原清河の迎使、高元度に叙位。	『続紀』					
5	宝亀10(779).4.21	遣唐副使大神末足、判官小野滋野・大伴継人、 録事毛野大川に叙位。	『続紀』					
6	延暦24(805).10.19	入唐留学生粟田飽田麻呂に叙位。	『後紀』					
7	大同元(806).12.13	遣唐判官高階遠成に叙位。	『類聚国史』巻99 職官部4 叙位4					

表 2 遣唐使帰国後の叙位一個人特別叙位

それは個人の場合である。つまり何か貢献をする、その業績、あるいは何かの理由があって、特別にその人だけが叙位されるというようなケースであり、そのようなケースもいくつかある。例えば播磨弟兄という人は唐から初めて「甘子」を持ち帰り、それを植え実らせた、その業績によって、叙位されている(表 2-1)。彼は当時の遺唐使の鋳造関係技術者であったと思われる。一般的に遺唐使の構成は、外交官20人ぐらいと留学生や僧侶等十数人の知識人階層、それ以外に数百人もの職人、技術者、及び水夫などの船員が含まれている。したがって、身分の低い人たち、下級クラスが大多数で、播磨弟兄もその1人であった。

次に中臣名代等 5 人の叙位についてであるが、唐で亡くなった 2 人にも贈位されている。そして唐から日本に渡ってきた 2 人、李密翳という医者と唐人皇甫東朝という音楽家も位をもらっている(表 2-2)。表 2 からも分かるように、他にも同様のケースはいくつかみられる。表 2 の最後の高階遠成は、唐から帰ってきて、大同元(806)年に叙位されている。遠成は唐においても叙位され、その位記である告身、つまり叙位の証明書の写しが『朝野群載』(1) に残っている [大庭脩 1960]。

(3) 遣唐使船の叙位

表3 遣唐使船の叙位

No.	年月日	内容	出典
1	慶雲3(706).2.22	入唐執節使粟田真人が乗船した船、「佐伯」に 従五位下を授ける。	『続紀』
2	天平宝字2(758).3.16	遣唐使船「播磨」・「速鳥」に従五位下を授ける。	『続紀』
3	承和4(837)5丁酉(4.5九)	遣唐第一舶「大平良」に従五位下を授ける。	『続後紀』
参考	大同元(806).4.24	遣唐使(の無事を)祈願した、摂津国住吉郡住吉 大神に従一位を授ける。	『後紀』

以上のように遣唐使たちは位を与えられたが、位は船にまで与えられている。3つの例を挙げると、慶雲3 (706) 年に「佐伯」という船が従五位下という位を得ている。また、天平宝字2 (758) 年に「播磨」と「速鳥」という2隻の船は従五位下を与えられ、承和4 (837) 年も同じ五位を与えている。表3で「参考」としてあげたのは、船だけでなく、神への叙位の例である。つまり遣唐使が出発する前に安全を祈った摂津の住吉の大神に無事帰国をできたことで、一位という最高位を与えたケースである。

表 4 遣唐使帰国後の叙位一各個人の待遇

遣唐年度	人名·職名	入唐前位階	帰国後叙位	出典		
	粟田真人•執節使	正四位下	従三位	『続紀』慶雲二年八月丙午条		
大宝2(702)	坂合部大分・大使	従五位上	正五位下	『続紀』養老三年正月壬寅条		
入玉2(702)	使下	進位・進物各差 有り		『続紀』慶雲二年八月丙午条		
	多治比県守・押使	従四位下	正四位下			
	大伴山守・大使	正五位下	正五位上			
	藤原馬養・副使	正五位下	正五位上	『続紀』養老三年正月壬寅条		
養老元(717)	阿部安麻呂・大使(入唐せず)	従五位上	正五位下			
	播磨弟兄 (遣唐鋳生か) ※唐から甘子(柑橘類)を齎した ことによる	正六位上	従五位下	『続紀』神亀二年十一月己丑条		
	中臣名代•副使	従五位下	従四位下			
天平5(733)	田口養年富·故判官	正六位上	従五位下	 『続紀』天平八年十一月戊寅条		
X+3(733)	紀馬主・故判官	正六位上	従五位下			
	大伴首名·准判官	従七位下	不明			
	大伴古麻呂・副使	従四位上	正四位下			
	吉備真備・副使	従四位上	正四位下	 『続紀』天平勝宝六年四月壬申条		
	大伴御笠・判官	正六位上	(従五位下	11000元3人 100 玉八十二万 エ 千 木		
天平勝宝4(752)	巨萬大山・判官	正六位上	従五位下			
	船夫子·学問生	無位	外従五位下 (辞して受けず)	 『続紀』天平勝宝六年十一月辛未条 		
	使下222人		叙位各差	『続紀』天平勝宝六年四月壬申条		
天平宝字3(759)	高元度(迎藤原河清使)	外従五位下	従五位下	『続紀』天平宝字五年十一月癸未条		
	大神末足 副使	従五位下	正五位下			
宝亀8(777)	小野滋野・判官	正六位下	従五位下	 『続紀』宝亀十年四月辛卯条		
玉曜((///)	大伴継人・判官	従六位上	従五位下	「一門」が作りませている。		
	上毛野大川·録事	正六位上	外従五位下			
	布勢清直·送唐客使	従五位下	正五位下			
宝亀10(779)	多治比浜成・判官	正六位上	従五位下	『続紀』天応元年九月丁丑条		
	甘南備浄野・判官	正六位上	従五位下			
	藤原葛野麻呂・大使	従四位上	従三位			
1	石川道益•故副使	従五位上	従四位上	 『後紀』延暦二十四年七月壬辰条		
	菅原清公•判官	正六位上	従五位下			
延暦23(804)	甘南備信影·判官	正六位上	従五位下			
	高階遠成•判官	正六位上	従五位下	『類聚国史』巻99 職官部4 叙位4 大同元年十二月 壬辰条		
	粟田飽田麻呂 留学生	無位	正六位上	『後紀』延暦二十四年十月甲寅条		
	藤原豊並・判官 (在唐死亡)	正六位上	従五位上			
	藤原常嗣・大使	正四位下	従三位			
承和5(838)	長岑高名•判官	従五位下	従五位上	『続後紀』承和六年九月丙午条		
A-117(020)						
7541HO(000)	菅原善主·判官	正六位上	従五位下			

(4) 叙位に関する小結

遣唐使個人の入唐前と帰国後の位階の変化について、年代順にまとめたものが表4である。この表を見ると大宝2(702)年に栗田真人1人だけが三位になっており、他の人たちは五位である。次の養老元(717)年度の遣唐使はほとんどが五位に上り、播磨弟兄もその1人である。阿部安麻呂は大使に任命されたが、実際は他の大使に変更されている。しかし唐に行かなくても五位をもらっている。天平5(733)年度の遣唐使は中臣名代だけが四位であったが、他2人は五位になっている。

8世紀半ばになると、ほとんどが四位と五位で、有名な吉備真備は2回入唐しているが、天平勝宝4 (752)年には副使として入唐し、その時彼は57歳で位は四位であった。その後天平宝字3 (759)、宝亀8 (777)、宝亀10 (779)年度の遺唐使はほとんど全てが五位に上がっている。

次に9世紀の遣唐使の例をみると、ほとんどすべては帰国後に五位であるが、1人が四位、2人が三位になっている。三位の2人は、延暦23 (804) 年の大使藤原葛野麻呂と承和5 (838) 年の大使藤原常嗣の2人である。何故、三位になったのかは、この2人が藤原家出身で、もともとキャリアが上昇するようなエリート氏族だったからである。

全体的に見ると、遣唐使は帰国後、それほど位は上がらなかったようにみえる。つまり、中級 クラスの官僚のレベルでとどまっている。一方、有力氏族の高位となった少数の人たちは、遣唐 使になってもならなくても参議や公卿クラスにのぼっている。それ以外の遣唐使は、帰国後も中 級クラスのままである。しかし帰国後の待遇は叙位だけではなく他の待遇もある。

表 5 帰国後の遣唐使の受けた叙位以外の待遇

遣唐年度等	役職•人名(位階)	待遇	出典
	執節使·栗田真人	う 給田二十町、受穀一千斛。(使を絶域に奉け	『続紀』慶雲元年十一月 丙申条
大宝2(702)	林即伏 未叫卖 人	たまはるを以ってなり) 中納言に任命	 『続紀』慶雲元年四月 辛未条
) (<u> </u>	副使·巨勢邑治(従五位下) 判官·賀茂吉備麻呂(従七位下) 判官·伊吉古麻呂(従八位下) 使下	絁・綿・布・鍬・穀を賜る	『続紀』慶雲元年五月 壬子条
養老元(717)	遣唐使水手已上の一房に徭を咸く		『続紀』養老元年十一月 甲辰条
養老2(718) 成立	公使で外蕃から還った者は課役を		養老賦役令16外蕃還条
天平5(733)	五位以上	賜禄有差 ※帰国の関係か。当日は五月五日に当たるため、 端午節会関係の可能性もあり。	『続紀』天平七年五月 庚申条
承和5(838)		加階。内訳は、四二人は八階、五九人は七四二人は九階、四三人は八階、五九人は七階、一二九人は六階、一三四人は五階、二人は四階、一人は三階の加階。五人は不加階。※『延喜式』巻十八式部上結階条も参照。	『続後紀』承和七年九月 戊戌条

2、叙位以外の待遇

(1) 賜禄

その待遇とは、第一に現物の給禄という特別報酬である。特別給禄は通年の給料と同じもの、総と綿と布と鉄の鍬先等からなっている。例えば慶雲2(705)年と慶雲4(707)年に粟田 真人等全員に絁と綿と布と鍬先等が与えられている。その時の量は不明であるが、例えば1年分相当の量が与えられたことも考えられる。次に天平7(735)年にも、五位以上の遺唐使たちに、賜禄されている。ただし、このケースは、その日が5月5日の端午の節会であったから、遺唐使の復命のためではなくて、端午の節会に参加した義務に対する禄であった可能性もある。その他に承和7(840)年には、遺唐使全員が加階されている。彼らは、上記したように、前年の承和6(839)年にすでに全員が叙位されたのであるが、今回は410人(2)がさらに加階されたのである。それは下級クラスの労働者たちへの特別配慮であった可能性が高いと思える。

(2) 免税

賦役令には、外蕃から帰ってきた人たちに免税する規定がある。新羅と渤海の場合は1年分、唐からの場合は3年分、つまり遣唐使は3年間非課税とされた。養老元 (717) 年にその実例が知られている。ところが、律令国家において貴族等有位の人は、課税の対象とされなく皆無税である。課税されるのは、無位の人だけ、つまり、農民を含む公民一般人(良民)だけであった。この点に留意すると、遣唐使の中で、有位貴族のメンバーは、賦役令での帰国後3年間免税という特例で免税されなくても、有位の人物として無税であることになる。しかし、彼ら以外の遣唐使には無位の水夫を含む労働者も数多くいた。彼らは無位の公民として、律令上は課税される。遣唐使に含まれるこうした労働者にとっては、帰国後3年間も免税されることはたいへん大きなメリットであったはずである。

ところが、延長 5 (927) 年成立の『延喜式』では、「凡遣唐使下無位者叙一階」(式部上)という規定があり、無位の人は入唐する前に有位者になることになる。このことは、慶雲 2 (705) 年に遣唐使全員が叙位され(表 1-1)、それ以後も何回も遣唐使百何人が叙位される例があり、水夫までが含まれている例をみれば、実施・運用されていたことがわかる。

すると、全員が有位になる時点で自動的に無税となる。このことで、帰国後の免税と入唐前の 賜位の2点は、矛盾することになる。

ところで、北宋の天聖令の賦役令13には次のように記載されている。

諸以公役使二千里外還者、免一年課役

大宝令、もしくは養老令は天聖令から推定される法令と考えられるが、いずれにしても賜位・ 叙位の実例と免税の規定と実例は矛盾している。しかし結果的に、遣唐使全員が帰国後、永遠に 免税されたのである。免税は貴族にとって当然のことであるが、入唐以前まで無位であった労働 者たちにとっては非常に有益なことであった。

(3) 遣唐使の技術者と労働者の待遇

表6 遣唐使入唐前の賜姓

遣唐年度	人名(職名)	改氏姓後	出典		
大宝2(702)	大津造広人 (大通事)	垂水君	『続紀』大宝元年四月癸丑条		
	道公広持 (史生)	当道朝臣	『続後紀』承和二年正月癸丑条		
承和元(834)	宍人首玉成 (陰陽師)	春苑宿祢	『続後紀』承和三年四月己巳朔条		
	槻本連良棟 (知乗船事)	安墀宿祢	『続後紀』承和四年三月戊辰条		

表7 遣唐使入唐前の京への貫附

遣唐年度	京貫前	人名(役職)・賜姓	京貫後の本貫地	出典
	和泉国	縣主益雄(録事)•和気宿祢	右京二条二坊	『続後紀』承和三年二月戊寅条
	山城国	朝原宿祢岡野(医師)	左京四条三坊	『続後紀』承和三年四月丁酉条
承和5(838)		良枝宿祢清上(音声長)		
	河内国	同姓朝生(画師)	右京七条二坊	『続後紀』承和三年閏五月丙子条
		春道宿祢吉備成(雅楽答笙師)		

このように遣唐使の労働者たちは、入唐前後に有位者の仲間入りすることは大きなメリットといえるものであった。このことによって、彼らは一生涯無税になるのである。また、遣唐使には、水夫を含む労働者以外の別のメンバーもいる。それらは、陰陽師、医師、絵師、音楽師、貨物管理者等という職人・技術者等の人たちである。彼らも有位者だから無税であったが、また別のメリットもあった。入唐以前ではあるが、戸籍を都に移すことや改姓することが許された人もいる。それによって都の氏族の一員になり、それが一身に限られることなく子孫まで伝えることができる待遇となった。

(4) 遣唐使の知識人階層の位階

表 8 六国史記載の遣唐使の卒伝

入唐使	入唐期	遣唐職名	専門·経歴	没年齡 没時位階	卒伝出典条
吉備真備	717 — 735 752 — 753	留学生 副使	多才	80歳·二位	『続紀』宝亀六年十月壬戌(2日)条
大和長岡	717-735?	請益	律令専門家	81歳·四位	『続紀』神護景雲三年十月癸亥(29日)条
伊与部家守	777 778	学生	大学寮	不明·五位	『紀略』延暦十九年十月庚辰(15日)条
橘逸勢	804-806	学生	三筆の一人(橘逸勢伝)	不明	『文実』嘉祥三年五月壬辰(15日)条
菅原清公	804-806	副使	文章博士·式部·多才	72歳·三位	『続後紀』承和九年十月丁丑(17日)条
朝野鹿取	804-806	准録事	参議·文章生·式部等	69歳·三位	『続後紀』承和十年六月戊辰(11日)条
藤原常嗣	838-839	大使	参議·式部等	44歳·三位	『続後紀』承和七年四月戊辰(23日)条
長岑高名	838-839	准判官	文章生・式部等	64歳·四位	『文実』天安元年九月乙未朔丁酉(3日)条
菅原善主	838-839	判官	文章生	50歳·五位	『文実』仁寿二年十一月己亥(7日)条
藤原松影	838-839	判官	式部等	56歳·五位	『文実』斉衡二年正月癸卯(22日)条
菅原梶成	838-839	知乗船事	侍医	不明	『文実』仁寿三年六月辛酉(2日)条
良岑長松	838-839	准判官	弾琴	66歳·四位	『三実』元慶三年十一月十日乙丑条
藤原貞敏	838-839	准判官	雅楽·琵琶師	61歳·五位	『三実』貞観九年十月四日己巳条
卜部平麿	838-839	占師	神祇官卜部	75歳・五位	『三実』元慶五年十一月五日己卯条

遣唐使の数百人の内の14人の卒伝(伝記)が六国史に残っている。彼らの生涯の業績と晩年の経歴がわかる。ここまでの話で、遣唐使はそれ程位が上らず、帰国後でも四位・五位という中級

クラスにとどまることを指摘してきた。

さて、表8に示した卒伝を残した者達の経歴の見て気づくのは、すでに指摘したように、四位と五位が多いことである。しかし晩年公卿にあがった人が4人もいる。吉備真備は69歳で二位を得て80歳で亡くなっている。吉備は藤原氏のような公卿氏族ではなかったが、年齢を重ねることで公卿まで上がったといえるものである。菅原清公と朝野鹿取についても、それぞれ72歳と69歳で、同じようなことが考えられると思える。その他に三位になったのは藤原常嗣と藤原葛野麻呂と栗田真人3人であるが、いずれもエリート氏族であった。つまり家柄、高齢等を除くと、知識人クラスの遣唐使は位階の面でそれほどメリットは得られなかったようにみえる。しかし収入については事情がちがっている。

(5) 遣唐使の入唐前の報酬

役職 知乗船事 • 副使 判官 録事 還学僧 大使 賜禄数 訳語 綵帛(匹) 100 80 15 10 10 20 10 6 4 2 なし 貲布(端)

表 9 遣唐使の賜禄(入唐前) - 『続日本後紀』承和三年(八三六) 二月九日条

夷1∩	通年終緑	と遣唐使特	別終緑の	H 献

出典・年代	養老令 (718) 禄令 通年の春秋季禄			836年入唐前 特別賜禄				『延喜式』(927)大蔵省 遣唐使特別賜禄			
位階・役職	正 四 位	正 五 位	田六位	大使 (正四位)	副使(正五位)	判官 (正六位)	知乗船事	大使	副使	判官	知乗船事
施・帛 (匹)	8	5	3	100	80	15	5	60	40	10	5
綿 (屯)	8	5	3		な	L		150	100	60	40
貲布・布 (端)	22	12	5	20	10	6	2	150	100	40	2
鍬 (口)	40	20	15	なし			なし				

入唐前の待遇については、木宮泰彦氏と東野治之氏等の研究があり、表9・表10にまとめた。ここでは、給禄について取り上げる。『延喜式』(大蔵省<入諸番使>)に遣唐使全員の入唐前の給禄についての規定がある。『続日本後紀』によると、承和3 (836)年に大使は綵帛(染めた絹)100匹、副使は80匹、判官は15匹、録事は10匹であるので、録事は大使の10分の1になる。また、知乗船事という貨物の管理者と通訳者は綵帛が5匹で、還学僧は10匹であった。絹の他に貲布という大変質の高い麻布の支給もうけた。その時の報酬を渡す儀式は紫宸殿で開催され、詔が読み上げられる。承和3年の例では、詞を黄紙ではなく笏に書いたと特筆されている。この時の報酬がどのぐらいの価値があったかは表10でわかる。『延喜式』と承和3年度の給禄について多少の

差があり、養老律令で規定される毎年の春秋の給禄とは時代差もあるが、遣唐大使の承和3年の給禄と律令での大使に値する四位の年収給禄を比較すると、この報酬は何年分にものぼる。他の遣唐使のメンバーについても同じことがいえる。一時的なものではあるが、遣唐使の入唐前と、場合によって帰国後の給禄は大きなメリットと考えられるであろう。

(6) 遣唐使の収入の試算

その他に入唐前にも帰国後にも行われた待遇には叙位と兼国があり、これも受けた人の収入に関係していた。位階と兼国の収入は、それぞれ位田と職田で決まる。一般的に公卿の一位・二位・三位と中クラスの四位・五位までは、位田を受け、位田の稲の収穫は本人の収入となる。叙位されることによって位田からの収入が上がったのである。

兼国は本来の朝廷のポストと同時に地方国の国司を兼ねることである。遣唐使の兼国について承和元 (834) 年の官符が『類聚三代格』(3) に載っているが、その前後にたくさんの兼国任命の実例が六国史によって知られている。兼国による収入は水田の面積に反映され職田(職分田)からとれる稲は国司の収入になる。なお位田は基本的に輸租で職田(職分田)は不輸租であり、時代とともに営業と管理について変化があり、また荘園化したりした。しかし試算のうえでは都合上それらの変化を計算に入れないことにする。

さて、8世紀の官僚の年収は、絹等の現物(季禄)と水田(位田)でとれた稲から成り立っていた。このうち、四位と五位は、表11にみえるように、特に位禄も与えられていた。また、遣唐使の知識人クラスには四位五位が多いということは上述したところである。

表11-③を参考して、遣唐使の収入を考えることができる。上記の表 4 で見た叙位のケースを当てはめると、例えば帰国後に正六位上から従五位下に叙位される人は、その年収は704万円から1540万円にあがることになる。遣唐使は帰国後に六位から五位にあがるケースが多く、彼らは年収が倍になったことになる。また従五位下から正五位下に叙位された人もいる。彼らは年収が1540万円から2801万円になり、やはり倍近くあがっている。円の換算はあくまでも1つの目安であるが、参考にはなるであろう。

次に位田について具体例をみてみよう。宝亀10 (779) 年に遣唐副使の大神末足は従五位下から正五位下に叙位されている (『続日本紀』宝亀十年四月辛卯条)。律令ではその場合に8町の位田は12町になる。そこでその収入を試算してみる。

『弘仁式』(4) の中田の1町あたり400束で計算した場合に、末足の年収は入唐前の3,200束から帰国後は4,800束となる。そのおおまかな価値を推測するために、8世紀の土地の値段を参考にしてみる。菊地康明氏 [菊地 1969 pp188] が示した反当たり平均価格表によると、1反は稲20束から30束であった。その場合3,200束は130反前後あるいは13町(11.3へクタール(5))前後に値する膨大な土地である。その年間収入は帰国後にさらに3割も上がる。職田(職分田)については、表11-②によると、大国の守は2.6町の職田(職分田)を与えられる。それは町400束の場合、在任中の約4年は年収稲1,040束となる。これは位田の収入にプラスされることになる。

稲の収入を食糧の面から考えると、稲1束は米1斗、白米5升となる。8世紀の1升は0.85リットル $^{(6)}$ となり、これは、2,489カロリーに相当する [ヴェアシュア 2009]。1人あたりの1

①貴族の特権—位階による収入

③律令官人の収入

- Je 10 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19												@ IT I I	
給与	/+ m	1+++		位	禄			季	禄		位分	位階	収入
	位田 (町)	位封 (戸)	絁	綿	布	庸布	絁	綿	布	鍬	資人		
位階	(ш)		(匹)	(屯)	(端)	(常)	(匹)	(屯)	(端)	(口)	(人)		
正一位	80	300					30	30	100	140	100	一位	3億7455万円
従一位	74	260					30	30	100	140	100		
正二位	60	200					20	20	60	100	80	二位	1 億 2484 万円
従二位	54	170					20	20	60	100	80		
正三位	40	130					14	14	42	80	60	三位	7490 万円
従三位	34	100					12	12	36	60	60		
正四位	24		10	10	50	360	8	8	22	30	40	正四位	4119 万円
従四位	20		8	8	43	300	7	7	18	30	35	従四位	3506 万円
正五位	12		6	6	35	240	5	5	12	20	25	正五位	2801 万円
従五位	8		4	4	29	180	4	4	10	20	20	従五位	1540 万円
正六位							3	3	5	15		正六位	704 万円
従六位							3	3	4	15		従六位	616 万円
正七位							2	2	4	15		正七位	493 万円
従七位							2	2	3	15		従七位	394 万円
正八位							1	1	3	15		正八位	355 万円
従八位							1	1	3	10		従八位	318 万円
大初位							1	1	2	10		大初位	256 万円
少初位							1	1	2	5		少初位	230 万円

②上級貴族の特権

官職	職田	職封	職分資人
太政大臣	40 町	3,000 戸	300 人
左·右大臣	30 ⊞Ţ	2,000 戸	200 人
大納言	20 町	800 戸	100 人
国司(大国守)	2町6段		事力(従者)8人
郡司(大領)	6 閏丁		

- *①・②は『ビジュアルワイド 図説日本史』(東京書籍 2001年)掲載の表を一部改変したものである。
- *③は、坪井清足・奈良国立文化財研究所監修『平城 京再現』(新潮社 1985年)による、当時の年収の合 計(現物)を、米価を基準として今日の貨幣価値に換 算した表を一部改変したものである。

日の摂取カロリーが1,800カロリーの場合、1束は1人あたりの1.4日分になり、260束は1年分に充当する。この数値を根拠に計算すると、大神末足は従五位下の位田からの米3,200束によって12人の1年分に相当する食米を得ることができることになる。唐より帰国して、正五位下に叙位されると、それは18.5人分になる。また、国守を兼ねると、さらに4人分が増え、入唐前の1年の食米12人分は、帰国後には22人分以上にあがる。これらは試算であり、大まかな目安ではあるが、円換算や不動産価値あるいは食糧の各方面から考察しても、中級クラスの官僚であった遺唐使は復命によって年収が倍近くに向上するといえるのではないかと思える。

ここまでをまとめると、次のことがいえる。人数では過半数であった労働者クラスの人は、無位から有位に仲間入りし、一生涯無税になる。技術者は改姓したり戸籍を都に移すことが許され子孫まで都の住民になることもできる。そして知識人クラスの遺唐使は年収が復命の時に大幅に、あるいは倍近くに上がることになる。

3、2人の遺唐使のキャリア

(1) 平群広成

最後に2人の遣唐使、8世紀から1人、9世紀から1人ずつ具体例をあげることにしたい。平群広成(?-753)は天平4(732)年に遣唐使判官に任命され翌天平5(733)年に出発し、その時正六位上であった。遣唐大使らは天平6(734)年に無事に帰国できたが、広成は崑崙に流されて、また唐に帰って唐から登州半島で渤海使と一緒になって日本の出羽に辿り着き、天平10(738)年にようやく奈良の都に帰ることができた。不在の間、天平9(737)年に外従五位下に叙されている。外位の収入は内位の半分なので、位田4町を与えられているはずである。そこからの収入は、1町=400束の場合、4町は1,600束になる。帰国後天平11(739)年に正五位上までのぼって12町を貰い、年収は4,800束に急増する。7年後の天平18(746)年に広成は摂津守に任命され、それによって、上国の職田2.2町を支給されることになる。2.2町であることから収入に880束が加えられる計算になる。天平19(747)年に広成は、従四位に上がり位田は20町となる。天平勝宝4(752)年に、摂津守の任期がおわった後、今度は武蔵守になり、武蔵国は大国であるから職田は2.6町となる。広成は天平勝宝5(753)年に亡くなるが、収入の面では、天平9年在唐中の位田4町の保有から天平勝宝4年には22.6町に増加している。位田と職田の保有から考えると、広成の収入は15年で5倍になったといえるのである。

表12 遣唐使のキャリア:平群広成 (?~753) の場合

給田数・禄数等	位田 職田 (町) + (町) (養老令による)			位禄・季禄の合計年収 (養老令による)				位田・職田の年 収試算 (一町=400束の
経歴・位階				施 (匹)	綿 (屯)	布 (端)	鍬 (口)	場合)
733年 遣唐判官·正六位上	_		-	3+15(2)	3	5+6(2)	15	-
737年→外従五位下(1) 738年 崑崙国にまで流され て帰国	4		_	4	4	110	10	1, 600東
739年→正五位上(帰国後)	12		_	11	11	288	20	4, 800東
746年→摂津大夫(上国)	12	+	2. 2	11	11	288	20	4,800東+880東
747年→従四位下	20	+	2. 2	15	15	361	30	8,000東+880東
750年→従四位上	20	+	2. 2	15	15	361	30	8,000東+880東
752年→武蔵守(大国)	20	+	2. 6	15	15	361	30	8, 000東+1, 040東

(1) 外位の位田は内位の半分 (2) 遣唐使の特別賜禄

表13 遣唐使のキャリア:長峯高名(793-857)の場合

給田数·禄数等	位田 (町)	+	職田 (町)	位禄・季禄の合計年収 (養老令による)				位田・職田の年 収試算			
経歴•位階	(養老令による)		よる)	施 (匹)	綿 (屯)	布 (端)	鍬 (口)	(一町=400東の 場合)			
833年度 遣唐准判官											
821年(28歳)式部少録(正八位)	_		_	1	11	3	15	_			
824年(31歳)安房掾(中国)	_	+	1.2					+480東			
834年(41歳)遣唐准判官→正 七位	1		1	2	2	4	15	_			
835年(42歳)→外従五位下	4		_	4	4	110	20	1,600束			
835年(42歳)美作権介(上国)(1)	4	+	2					1,600束+800束			
836年(43歳,入唐前)→従五位 下	8	+	2	8+15(2)	8	220+6(2)	20	3,200束+800束			
839年(46歳,帰国後)→従五位 上	8	+	2					3,200束+800束			
839年(46歳)伊勢権介(大国)(1)	8	+	2.2	·				3,200東+880東			
840年(47歳)→正五位下	12	+	2.2	11	11	288	20	4,800東+880東			
842年(49歳)阿波守(上国)	12	+	2.2					4,800東+880東			

(1) 権介と介が同額の場合(2) 遣唐使の特別賜禄

(2) 長岑高名

もう1人の例は、1世紀後の長岑高名(793-857)である。その卒伝が残っており、参考になる(『日本文徳天皇実録』天安元年九月乙未朔丁酉条)。高名は承和元(834)年に41歳で遣唐准判官に任命された時は、まだ正七位であった。次の年に外従五位下になり、承和3(836)年に入唐の前に、従五位上に叙位され、位田8町と、美作国の権介としての職田2町を貰っていた。承和6(839)年に唐から帰って来た高名は従五位上に叙位され、伊勢の権介になっている。大国の権介の職分田は2.2町であるから、町400束の場合は稲880束を得られることになる。承和7(840)年に47歳で正五位下に上がった時に位田も12町に増え、その後阿波国守を経て、嘉祥元(848)年に55歳で従四位になっている。この時位田は20町に増加している。亡くなる1年前の斉衡3(856)年に63歳で正四位、山城守になっているので、位田24町と職田2.2町で合計26.2町からの収入を得ていた。

長岑高名は41歳で遣唐准判官に任命された時の1.2町の収入は22年後の晩年には20倍になった といえるのである。

最後に、重ねてになるが、以上の試算は律令や『延喜式』における平均数字を基準にしており、それには時代差があり、実施についても不明な部分が多い。しかし結論として、外交官など知識人階層の遣唐使は晩年まで中クラスの官僚階級にとどまったにせよ、収入の面では復命の時点でそれが倍ほどに増え、晩年には何倍にものぼり、たいへんすぐれたキャリアを得たといえるのである。

なお、本稿作成に当たっては、2009年7月のシンポジウムの発表当日に法政大学教授の小口雅 史先生にたいへん有為なアドバイスをいただき感謝しています。

【参考文献】

大庭脩「唐元和元年高階真人遠成告身について」『東西学術研究所論集』41 (関西大学)、1960年 菊地康明『日本古代土地所有の研究』東京大学出版会、1969年

木宮泰彦「遣唐使の忌避と優遇」(『日華文化交流史』冨山房、1955年)

シャルロッテ・フォン・ヴェアシュア『八~九世紀の日中関係』(原文仏文) ドロズ出版 (パリ・ジュネーブ)、1985年

「九世紀日本の情報輸入体制 | 『アジア遊学』 26、2001年

「古代日本人は米をどれぐらい食べていたか?」『比較日本学教育研究センター研究年報』5(お茶の水女子大学)、2009年

竹内理三編『日本古代人名辞典』吉川弘文館、1980年

立花真直「遣唐官人の外国官兼帯について」『史学研究集録』30 (國學院大學大学院日本史学専攻大学院会)、2005年

坪井清足·奈良国立文化財研究所監修『平城京再現』新潮社、1985年

天一閣博物館·中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣蔵明鈔本天聖令校證: 附唐令復原研究』下冊、中華書局(北京)、2006年

東京書籍編集部編著『ビジュアルワイド 図説日本史』東京書籍、2001年

東野治之『遣唐使と正倉院』岩波書店、1992年

註

- (1) 巻二十 異国
- (2) 『続日本後紀』承和七年九月戊戌条には合計で「三百九十人」とあるが、内訳を合計すると410人となる。ただし、新訂増補国史大系『続日本後紀』には「八階卌九人」の部分に頭註があり、「卌、原作卅、今從條本」と記載されている。
- (3) 巻六に、兼国の事力について、巻十五に兼国の職田について規定した、承和元年八月二十日官符が収載されている。
- (4) 主税式に、「凡公田穫稲。上田五百束。中田四百束。下田三百束。下下田一百五十束。(下略)」とある。
- (5) 『岩波日本史辞典』(岩波書店1999)による
- (6) 『岩波日本史辞典』(岩波書店1999)による